



(七月三日以降発令予定)

1丁		裁判所		本籍	現住所	出生地	年号月日	事	出生の年月日	昭和三十三年九月一日	旧氏名	姓	名
項目	序												
内	六三	六〇	一〇三〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	五七	一〇三〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	五八	三二八	東京大学法学部第一類（私法コース）卒業	五八
内	六二	四	一一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	六〇	四	司法修習生の修習終了	最高裁判所	六一	一一	判事補に任命する	六一
内	六一	四	一一	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	六二	一	甲府家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	六三	一二	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	六三

2丁		裁 判 所		最高裁判所	項 序	名
年 号	月 日	裁 判 所	事			
昭和六三	四 一二	甲府簡易裁判所判事に補する				
平成二	四 一二	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する				
五	二 一二	東京地方裁判所判事補に補する				
六	一 一 一七	最高裁判所事務総局総務局付を命ずる 東京簡易裁判所判事に補する 最高裁判所事務総局総務局付を免ずる 検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する 通商産業事務官（通商政策局）に併任する 外務事務官（経済局）に併任する （期間は平成三年三月二〇日までとする） 外務事務官（経済局）に併任する (期間は平成三年一二月五日までとする) 通商産業事務官（通商政策局）の併任を解除する 通商産業省	最高裁判所 法務省 通商産業省 外務省	事	尾 島 明	

3丁		裁判所			年号月日	事項	内閣	尾島明
平成	五	六	一	判事補兼簡易裁判所判事に任命する				
II	II	II	II	東京地方裁判所判事補に補する				
II	II	II	II	判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する				
II	六	四	一	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所			
II	七	四	一	横浜地方裁判所判事補に補する				
II	一〇	四	一	横浜簡易裁判所判事に補する				
II	一五	四	一	判事兼簡易裁判所判事に任命する	内閣			
II	II	II	II	最高裁判所裁判所判事に補する	最高裁判所			
II	II	II	II	最高裁判所裁判所調査官に充てる				
II	II	II	II	東京簡易裁判所判事に補する				
II	II	II	II	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く				
II	II	II	II	最高裁判所判事に補する	内閣			
II	II	II	II	最高裁判所				

年号	月日	事項	所	裁判
平成一五	八一	検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務省	内閣法制局
		内閣法制局参事官（第二部）に併任する		
		第一部司法制度改革法制室に併任する		
		第一部司法制度改革法制室の併任は終了した		
	一六一一	三〇一	内閣法制局参事官（第二部）の併任を解除する	内閣法制局
	二〇八	一	判事に任命する	
		東京高等裁判所判事に補する		
	一一七	二七	東京地方裁判所判事に補する	内閣
		部の事務を総括する者に指名する		
	一一一	一	部の事務を総括する者に指名する	
	一一三	一	部の事務を総括する者に指名する	
	二四一	一	部の事務を総括する者に指名する	
	三九	一部の事務を総括する者に指名する		
		最高裁判所裁判所調査官に充てる		
		最高裁判所上席調査官を命ずる		

裁判所	年号月日	項	名
平成二八年二月二二日	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く		
静岡地方裁判所判事に補する	静岡地方裁判所長を命ずる	最高裁判所	
最高裁判所	東京高等裁判所判事に補する		
最高裁判所	最高裁判所調査官を充てする		
最高裁判所	最高裁判所首席調査官を命ずる		
最高裁判所	最高裁判所調査官に充てることを解く		
最高裁判所	最高裁判所首席調査官を命ずる		
最高裁判所	最高裁判所調査官に充てることを解く		
最高裁判所	東京高等裁判所判事に補する		
最高裁判所	最高裁判所調査官に充てる		

